

騒音規制法における特定施設の種類（福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例）

分類	施設名	対象能力
イ	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものを除く。
	(2) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものを除く。
	(3) せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものを除く。
	(4) プラスト	タンブラスト及びタンブラスト以外のものであって、密閉式のもの。
	(5) 高速切断機及びプラズマ切断機	
	(6) 研磨機	工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。垂鉛板研磨機以外は2台以上であること。
ロ	クーリングタワー	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの。
ハ	ドラム缶洗浄機	原動機を用いるもの。
ニ	ロータリーキルン	
ホ	重油バーナー	重油の使用量が1時間50リットル以上のもの。
ヘ	電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの。
備考	<p>次に掲げる施設を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設 二 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物 三 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物 四 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内に係る同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置される施設 	